

令和3年度富山県飼養衛生管理指導等計画

令和3年10月1日
富山県公表

はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- (2) 本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度とする。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 富山県の畜産業の現状および家畜衛生の現状

(1) 本県における畜産業の役割と機能

平成30年度の本県の農業産出額（県全体651億円）に占める畜産の構成割合は13.7%（89億円）と米に次ぐ基幹部門となっている。このうち、乳用牛で15億円、肉用牛で11億円、養豚で23億円、採卵鶏で39億円を産出し、県民に生産者の顔が見える安全・安心な畜産物を供給している。

また、畜産業は飼料生産、生乳や鶏卵、食肉の生産・加工・流通等を通じて裾野の広い関連産業を形成し地域の雇用創出にも貢献している。さらに近年増加している耕作放棄地への放牧による獣害低減・景観保全・耕畜連携による資源循環型農業の推進等地域の活性化にも貢献している。

(2) 本県における畜産業の現状

- ① 令和2年2月1日時点の県内の家畜の飼養頭羽数は、乳用牛で40戸、2,031頭、肉用牛で36戸、3,503頭、豚で16戸、22,473頭、採卵鶏で29戸、1,186,708羽、馬で17戸、93頭、めん羊・山羊で50戸、335頭であり、高齢化や後継者不足等により小規模経営を中心に離農が進んでおり、飼養戸数・頭数ともに減少傾向である。
- ② このような中、畜産クラスター事業等、これまで講じてきた体質強化策により着実に規模拡大が進んでおり、全国から見ると飼養戸数・頭数は少ないものの、1戸あたりの飼養規模の大型化が進んでいる。
- ③ 家畜衛生に関しては、一部の農場では、農場HACCPの導入や高い衛生管理意識のもと飼養衛生管理が行われている。しかし、限られた労働力や、農場の構造・設備などの面から飼養衛生管理の更なる向上が必要な

農場も認められる。

- ④ 飼養衛生管理の実施については、飼養規模の大型化に伴い、外国人を雇用する事例や複数の衛生管理区域で飼養を行っている事例もありそのような事例への対応が必要となってきている。

(3) 本県における飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割

家畜の伝染性疾病の発生予防には、県外・国外からの病原体の侵入防止及び野生動物におけるまん延防止と飼養農場における病原体の侵入防止の取組の徹底が重要である。

特に飼養衛生管理基準は家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準であり、その遵守は家畜の伝染性疾病の発生予防の最も重要な対策の一つである。

これらのことから、家畜衛生に関わる主体ごとに、次のとおりそれぞれの役割を自覚し、飼養衛生管理基準の遵守と徹底することで家畜の伝染性疾病の発生予防に万全を期すことが重要である。

- ① 家畜の所有者は、家畜の適切な飼養衛生管理が畜産経営の基本であるとともに、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣農場や関連事業者に損害を与える可能性があるという性質上、その営農活動に伴い、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止について第一義的責任を有していることから、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- ② 県は、疾病の発生状況、家畜の飼養状況、家畜衛生上の課題を把握し、飼養衛生管理基準遵守指導等計画を策定し、農場の実情に即して柔軟に飼養衛生管理基準の遵守に関する指導等を実施し、家畜の伝染性疾病の発生を予防することで畜産振興を図る。
- ③ 市町村は、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の一端を担っているという認識のもと、協議会への参加や国や県行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力する。
- ④ 飼料運搬業者や動物用医薬品販売業者等、複数の農場に出入りする者、家畜市場やと畜場など家畜の集合する施設の管理者、その他畜産に関係する事業者（関連事業者）は、自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じる危険性を認識し、その事業活動に関して、車両消毒の徹底等家畜の伝染性疾病の病原体拡散防止措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力し、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組を主体的に実施する。
- ⑤ 生産者団体や農場管理獣医師、農業共済組合等の団体に所属する獣

医師は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の一端を担っているという認識のもと、国や県行う家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止の施策に協力し、平常時から家畜の所有者に対して飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等を行うよう努める。

(4) 本県における家畜衛生の現状

本県に家畜保健衛生所（家保）は、2カ所、県東部と県西部に設置されており、飼養衛生管理基準の遵守指導に係る農場の立入等は家保職員により実施されている。家畜伝染病予防法等に基づき、家保職員は年に1回以上は全ての畜産農場に立ち入る機会があり、それぞれの農場に応じた指導が可能となっている。

本県の畜産農場の飼養衛生管理基準の遵守率については（別紙1＝令和2年2月1日時点の定期報告の状況）、全国平均と比較して低い項目が散見されている。畜種別では、令和元年度に本県の野生いのししで豚熱陽性が確認されて以降、豚での遵守状況は概ね全国平均以上となっているが、牛や鶏では全国平均より低い項目が散見される。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

(1) 概要

令和3年1月に本県では初めて、小矢部市の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生した。HPAIまん延防止のため、疑似患畜の殺処分等や消毒等の防疫措置を行い、その後のHPAI発生は無く2月に終息したものの、同月に小矢部市と南砺市の野鳥（ノスリ）からHPAIウイルスが検出されている。また、令和元年に本県では初めて富山市で発見された死亡野生いのししから豚熱ウイルスが検出され、令和3年3月現在、県内10市町で80頭の感染野生いのししが確認されている。

これらのことから、野生動物がもたらす家畜伝染病の病原体が本県における家畜衛生上の大きな脅威となっており、飼養衛生管理基準の遵守の徹底により、病原体の侵入防止などの発生予防対策を徹底し、維持していく必要がある。

また、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚熱（ASF）といった甚大な被害をもたらす家畜伝染病が発生していることから継続して警戒していくことも必要である。

(2) 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜 区分	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、平成 27 年以降本県における発生は確認されていない。 ・近年、牛伝染性リンパ腫については年間 4~5 頭の発生が確認されている。 ・牛ウイルス性下痢については令和 2 年に県外導入牛で持続感染牛 1 頭を摘発した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病については、家畜伝染病予防法（以下、法）第 5 条に基づくサーベイランスによる早期摘発に努めるとともに、導入牛検査を徹底する。 ・牛伝染性リンパ腫については、成牛の突然死やと畜場での発見による全廃棄など生産者の負担が大きいことから、家畜伝染病予防事業による地域サーベイランスにより、農場内の感染状況を把握し、感染牛の隔離等、農場内でのまん延防止対策を徹底する。 ・県外導入牛の検査を徹底するとともに、防疫対策ガイドラインに基づき対策を推進する。
めん羊・ 山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達性海綿状脳症（TSE）や山羊脳脊髄炎・関節炎の発生はこれまで確認されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・TSE サーベイランスの継続的な実施と病性鑑定により伝染性疾病の早期発見とまん延防止に努めていく必要がある。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については、飼養家畜での発生はないが、野生いのししにおいて令和 3 年 3 月までに県内 10 市町で 80 頭が確認されている。 ・PED については、平成 26 年に本県でも発生があったが、それ以後の発 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱については野生いのししで感染が確認されていることから、防護柵の管理や衛生管理区域周囲の除草といった野生動物対策や消毒など飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、飼養豚への予防的ワクチン接種と野生いのしし対策を継続して実施していく必要がある。 ・PED については依然として県外で発生が認められていることから、導入豚

	生は確認されていない。	の隔離の徹底や繁殖豚への継続的なワクチン接種を進めるとともに、消毒の徹底など飼養衛生管理基準を遵守することが基本となる。
鶏	<p>・令和3年1月に本県の家きん飼養農場で HPAI が発生した。また2月に野鳥から HPAI ウイルスが検出された。</p> <p>・近年、死亡羽数の増加等、異状の通報に伴う病性鑑定の結果、ロイコチトゾーン症や鶏痘の発生が確認されている。</p>	<p>・HPAI については、渡り鳥が病原体を県内に持ち込む危険性が非常に高いことから、人や野生動物が環境中の病原体を持ち込まないように飼養衛生管理基準の遵守を徹底する必要がある。</p> <p>・異状の通報による立入検査・病性鑑定の結果、HPAI ではない伝染性疾病も確認されていることから、ロイコチトゾーン症や鶏痘の予防としてヌカカやワクモなど衛生害虫対策を進める必要がある。</p>
馬	・家畜伝染病の発生は近年確認されていない。	・引き続き飼養衛生管理基準の遵守指導を行っていく必要がある。

(3) 各主体における課題

① 協働体制の構築

県は、家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に向けた事前対応型の防疫体制を整備する必要がある。

また、衛生管理区域に出入りする、飼養者や関連事業者のほか、全てのものに対して、家畜伝染病に関する正しい知識の普及と啓発が必要である。

このため、家畜の所有者及び飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）に対して指導を行う各主体は、相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備のための、協働体制の構築に取り組むことが重要である。

- ② 主体ごとの家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え
(ア) 県は、家畜の所有者等及び関連事業者に対して家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図るとともに、家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する必要がある。

特に、家畜の所有者等に対し、言語によるコミュニケーションに配慮を要し、海外からの食品等の直接輸入の可能性が高い外国人を含む従業員への畜産物の輸入規制の遵守及び早期通報体制の確実な整備を徹底させることが重要である。

また、県は、平常時から家畜の所有者等との連絡体制を確保し、疾病発生時の対応の周知に努めるとともに、家畜の伝染性疾病の発生を想定した訓練を行うことにより、現場に効果的かつ効率的に飼養衛生管理基準の再徹底を実施できる体制を整備する必要がある。

また、診断機器の整備や診断機器の精度管理、家畜防疫員の技術向上と維持など、迅速に家畜の伝染性疾病を診断できる体制の整備と万が一の家畜伝染病の発生に備えた、防疫資材の備蓄と備蓄した防疫資材を点検、更新し、維持していく必要がある。

- (イ) 市町村及び生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、最新の家畜衛生に関する情報の共有及び家畜の飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備することが重要である。

- (ウ) 獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して、定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが必要である。

- (エ) 家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが特に重要である。

【必ず実施すべき事項】

- ・家畜の伝染性疾病対策の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置を講ずる。

- ・従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化及び侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録を確実に実施させる。
- ・衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ・衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策を確実に実施させる。
- ・畜舎等に入出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服及び靴への更衣並びに手指の洗浄及び消毒等を確実に実施させる。
- ・衛生管理区域内において、資材、機材等の整理整頓及び不要物の処分を行う。
- ・法第 21 条の規定に基づき、家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備を行う。

【実施が推奨される事項】

- ・メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜衛生に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX 等による代用も可能とする。
- ・家畜の伝染性疾病の発生リスクが高まった場合に備え、家畜の飼養農場で実施すべき対応を想定し、衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う全従業員で平常時から訓練しておく。
- ・国、県、市町村及び生産者団体からの助言により、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致命的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対する認識や理解の向上に努め、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、

異状を呈する家畜を発見した場合は、獣医師等に速やかに通報し、助言を自ら求め、原因を追及することが重要である。

(オ) 関連事業者は、国や県から発信される家畜衛生に関する情報を把握するとともに、車両消毒の徹底等、家畜伝染性疾病の病原体の拡散防止に努める。

③ 動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において、家畜の治療を困難とするほか、食品を介して人へと伝播し、人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。国及び県は、このような情勢を十分に認識し、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、販売業者、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用を図られるよう監視及び指導を徹底することが必要である。

獣医師及び家畜の所有者等は、関係法令に従い適切に動物用医薬品を使用することが必要である。特に、抗菌剤を使用する際には、適切な病性の把握と疾病の診断に基づき、薬剤感受性を把握した上で第一次選択薬から使用することが薬剤耐性対策の観点から重要である。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行し家畜の所有者等に使用を指示する場合にあっては、県は、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導を徹底することが重要である。

④ 野生動物への対策強化

県、市町村及び関係団体は、地域の関係者と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性又は浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染を防止するためのゴミ箱や看板の設置等の適切な対策を総合的に推進することが重要である。

家畜の所有者等は、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域並びに畜舎及び飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場が置かれた状況を踏まえた効果的な対策を講ずることが重要である。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、全ての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣及び関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自らその徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、県、市町村、関連事業者、生産者団体、獣医師等及びその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。このため、特に飼養衛生管理に係る指導等を実施する家保においては、地域の家畜衛生上の課題を的確に把握し、効率的かつ計画的に指導等を実施していくことが重要である。

(1) 家畜の所有者及び飼養衛生管理者等への情報の周知や指導等の実施

家畜の所有者及び飼養衛生管理者等への情報の周知や指導等の実施については、地域の家畜衛生上の課題を把握している家保が主体的に実施する。

家畜所有者及び飼養衛生管理者の連絡先の聴取は毎年定期報告の際に家畜保県衛生所が聴取、確認することとする。定期報告は家畜伝染病予防法に基づき、全ての家畜の所有者は毎年2月1日時点の状況を、家保に報告し、家保はその状況をとりまとめ、農業技術課に報告する。

(2) 市町村、生産者団体等との協働体制の構築

市町村、生産者団体等への情報の周知は県農業技術課において実施する。また、家畜伝染病の発生に備えて、家保と協力してそれぞれの市町村における農場毎の防疫体制の確認を実施する。

また、毎年開催している、地域協議会において、市町村、生産者団体、関係団体等と家畜衛生上の情報共有や課題について協議を行う。

(3) 生産性を阻害する疾病の低減

生産性を阻害する疾病(牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、豚繁殖・呼吸障害症候群、豚胸膜肺炎等)に対しては、県は家畜伝染病予防事業等により、検査及び防疫対策を実施する。

(4) 動物用医薬品の適切な流通・使用に関する情報周知と指導等の実施

県は、動物用医薬品に関する情報を動物用医薬品関連事業者、家畜の所

有者等に周知する。また、県は畜産物安全性確保総合対策事業等により薬剤耐性菌に関する検査を実施するとともに、動物用医薬品の適切な使用等について指導を行う。

(5) 野生動物への対策強化等に関する考え方や対応方針

野生動物への対策は、県、市町村や関係団体等の関係者と連携して総合的に実施する。

① 野鳥の鳥インフルエンザ検査及び対策

野鳥の鳥インフルエンザ検査は、環境省のマニュアルに基づく死亡野鳥サーベイランスの実施に協力する。

また、野鳥対策として、狩猟者に対して家きん飼養農場付近の撒き餌による狩猟の自粛と、家きん飼養農場付近で、野鳥の誘因となる冬季の湛水管理の自粛を依頼する。

② 野生いのしし対策

野生いのしし検査は、市町村との連携・協力のもと、有害捕獲によって捕獲された野生いのししから検査用検体の提供を依頼する。また、死亡いのししについては県獣医師会に検査用検体の採取を委託し、野生いのししの豚熱及びアフリカ豚熱の検査を進める。

また、野生いのしし対策は、県が進める有害捕獲等の捕獲による個体数の減少を基本とし、国の指示による豚熱経口ワクチン散布について、県CSF経口ワクチン対策協議会において、市町や猟友会等の協力を得て実施する。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

- (1) 地域の家畜衛生上の課題を最も把握している家保が主体となって、効率的かつ計画的に飼養衛生管理指導等を実施する。指導の実施には「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」と「遵守状況を確認する国が示す様式（チェックシート）」を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

- (2) 飼養衛生管理者は農場ごとに作製する衛生管理マニュアルを踏まえて、すくなくとも年1回以上、「チェックシート」を活用して自己点検を実施し、家畜の所有者と共有する。
- (3) 家保は、各年度の優先される畜種の対象農場には年1回以上、立入検査時を実施し、家畜の所有者または飼養衛生管理者とともに、自己点検結果や遵守するための措置の実施状況について確認し、改善事項があれば指導を実施する。
- (4) 対象農場は、牛・馬は1頭以上、豚・いのしし・山羊・羊は6頭以上、家きんは100羽以上飼養している農場とする。
- (5) 対象農場以外の小規模飼養者については、過去の立入検査等で飼養衛生管理基準が遵守されていることが確認できていない場合は対象農場として、立入検査を実施する。
- (6) 全ての家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対して、毎年、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前から飼養衛生管理基準の遵守状況に関する一斉点検の取り組みを行い、遵守状況を確認、指導する。
- (7) 指導に応じない農場があれば、家畜伝染病予防法及び県事務取扱要領に基づき助言、指導、勧告、命令を行う。なお、命令違反者については、飼養農場の名称、家畜の所有者の氏名、違反事由等を、原則、速やかに公表するとともに国に報告する。

**第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の
状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項**

I 実施方針

全国的サーベイランス及び地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）については、毎年作成し公表するものとする。

・令和3年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	結核	清浄性維持	県内全域	通年	病性鑑定牛	頸部皮内反応
	ブルセラ症					急速凝集法
	伝達性海綿状脳症				特定家畜伝染病防疫指針等で定める対象牛	ELISA 法
	アカバネ病	発生予察	県内全域	6, 8, 9, 10 月	未越夏牛	中和試験
	ヨーネ病	発生予防、まん延防止	富山市 砺波市 南砺市	通年	乳用牛 肉用繁殖牛	ELISA 法
	牛伝染性リンパ腫					リアルタイム PCR 法
	牛ウイルス性下痢					ELISA 法
牛サルモネラ症	PCR 法					
		県内全域			菌分離	
山羊、羊	伝達性海綿状脳症	清浄性維持	県内全域	通年	12 月齢以上	（国研）動物衛生研究部門に依頼
豚、いのしし	豚熱	免疫付与状況確認 発生予防、まん延防止	県内全域	通年	特定家畜伝染病防疫指針等で定める対象豚等 野生いのしし	ELISA 法
	アフリカ豚熱					PCR 法
	オーエスキー病 豚繁殖・呼吸障害症候群	発生予防、まん延防止	県内全域	通年	県防疫対策実施方針、 県オーエスキー病防疫対策要領に定める豚	凝集反応
	ELISA 法					
鶏	鳥インフルエンザ	発生予防、まん延防止	県内全域	通年	県防疫対策実施方針に定める鶏	ELISA 法
	ニューカッスル病					HI 試験

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成及び保管 5 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 6 特定症状が確認された場合の早期通報 7 埋却等の準備	地域：県内全域 時期：通年	家保が法5条検査時や立入検査時等に重点指導事項を確認。 遵守できていない事項については別途継続的に対応する。
豚及びいのしし	1 家畜の所有者の責務の徹底 2 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成及び保管 5 処理済み飼料の利用 6 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 7 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 8 畜舎外での病原体によ	地域：県内全域 時期：通年	家保が豚熱ワクチン接種時等に、重点事項の継続した遵守状況を確認する。 また、野生動物侵入防止対策（柵など）の点検状況についても確認する。

	<p>る汚染防止</p> <p>9 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>10 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>11 特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>12 埋却等に備えた措置</p>		
<p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>1 家さんの所有者の責務の徹底</p> <p>2 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底</p> <p>3 衛生管理区域の適切な設定</p> <p>4 記録の作成及び保管</p> <p>5 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>8 特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>9 埋却等に備えた措置</p>	<p>地域：県内全域</p> <p>時期：通年</p>	<p>家保がモニタリング検査や立入検査時に、マニュアルの確認、作成指導、従事者への周知指導を実施する。</p> <p>また、既に講じられている重点事項の継続的な実施について確認する。</p>
<p>馬</p>	<p>1 家畜の所有者の責務の徹底</p> <p>2 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底</p> <p>3 衛生管理区域の適切な設定</p> <p>4 記録の作成及び保管</p>	<p>地域：県内全域</p> <p>時期：通年</p>	<p>家保から文書等のやり取りで事前に対応状況を確認した上で、立入検査を実施し、遵守状況を確認する。</p>

	5 器具の定期的な清掃及び消毒等		
--	------------------	--	--

2 各年度の優先事項等

各年度に優先的に指導を実施する畜種及び重点的に指導等を実施すべき事項については下記のとおりとする。

(1) 令和3年度

本県で令和3年1月に高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、令和3年度は県内全域の家きん飼養農場を対象として指導を徹底し、家きん飼養農場は特に下記の項目について確実に取り組む。

- ・ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒、人の手指消毒を徹底し、専用の衣服、靴を使用する。
- ・ 家きん舎毎の手指消毒設備または手袋、長ぐつを準備し、交差汚染を防ぐ手順で更衣する。
- ・ 海外出身の従業員を含め、家きん飼養に携わる全ての従業員が理解できるよう、異状通報の基準を含めた飼養衛生管理マニュアルを作成し、従業員に対して講習会等でマニュアルに基づく手順を説明し、交差汚染を防ぐ手順で更衣ができていないことを確認する。
- ・ 家きん舎周辺の整理・整頓や草刈り等を行い、野生動物が近づかない様に環境整備を行う。
- ・ 家きん舎や防鳥ネット、野生動物侵入防止用の設備に破損がないことを確認し、破損を見つけた場合は、速やかに修繕を行う。また、ネズミ及び害虫の駆除を行う。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	時期
鶏	1 家きんの所有者の責務 2 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 3 衛生管理区域の適切な設定 4 記録の作成及び保管 5 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	県下全域	本県での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、遵守できていない事項を確認し早急に改善するため。	令和3年11月まで

	6 野生動物の侵入防止のための ネット等の設置、点検及び修 繕 7 衛生管理区域内の整理整頓及 び消毒 8 特定症状が確認された場合の 早期通報 9 埋却等に備えた措置		野鳥の飛来シ ーズンである 11 月までに改 善する。	
--	---	--	--------------------------------------	--

(2) 令和4年度

県内全域の牛、山羊等飼養農場を対象として、新たに規定されたマニュアルの作成や従事者への周知等の指導を重点的に行う。

(3) 令和5年度

令和元年～2年にかけて重点的に指導を実施した、県内全域の豚・いのしし飼養農場を対象として、新たに規定された飼養衛生管理マニュアルの作成や従事者への周知、また令和2年度までにかけて重点的に取り組んだ、野生動物侵入防止対策が継続して実施されていることの確認を重点的に行う。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

(1) 県は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の種類ごとに、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、市町村、関連事業者、生産者団体及び獣医師等と連携して周知を図る。

(2) 県は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

(3) 家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、FAX等による代用も可とする。また、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。

- (4) 家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして考え、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- (5) 家畜の所有者は、家畜伝染病の発生に備えて、家畜（家きん）の死体の埋却地を確保する。また、発生時に円滑に埋却できるように地域の理解を得るよう努める。
- (6) 県は、確保した埋却地が使用できない場合に備えて、市町村と連携して利用可能な公有地等に関する調整、市町村等が所有する焼却施設又は化製処理施設のリストアップと事前の調整及び発生時の利用の調整を行う。また、移動式レンダリング装置の設置と運用についても検討し、設置スペースや必要資材について、家畜の所有者等とも共同して進める。

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の共同実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。

- (2) このため、県及び市町村は、相互に連携を図りながら、(1)の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。

- (3) また、県及び市町村は、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、猟友会、関連事業者等が相互に連携して、
 - ① 平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、県等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等を行う。
 - ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に主体的に取り組むことを促す。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 富山県の体制整備

1 家畜防疫員の確保及び育成

(1) 家畜防疫員の確保

- ① 県は県獣医師会等の関係団体と連携して家畜防疫員を含む産業動物獣医師の確保に関する課題や対応策、労働環境整備等について合意形成を図り、確保対策を講じる。
- ② 県は獣医系大学を訪問し、業務内容や採用情報を提供するとともに、インターンシップを実施し、積極的に学生の受け入れ等を行う。また、富山県医学生等就学資金貸与制度、通年採用、産育休職員代替職員登録などを随時受け付けることで、家畜防疫員を含む県職員の計画的な確保を推進する。

(2) 家畜防疫員の育成

- ① 県は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が開催する家畜衛生講習会等において、飼養衛生管理の指導等を行うに当たり有益な技術的な研修を家畜防疫員に受講させる。
- ② 県は、関係都道府県及び国が組織する協議会等において、家畜防疫員に対する研修会及び講習会に関する優良事例等の情報共有を図りながら、研修会等を積極的に開催するよう努める。なお、研修等の内容については、県農業技術課広域普及指導センター、県農林水産総合技術センターと連携し、施設整備、生産性向上、コスト低減、経営継承、環境問題等の家畜衛生以外の情報を含めた総合的な指導力を養えるものとなるよう努める。

II 飼養衛生管理者の選任、研修等

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

- (1) 平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は、国及び家保から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、選任されるものである。
- (2) 家保は、家畜の所有者によって選任された飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に実

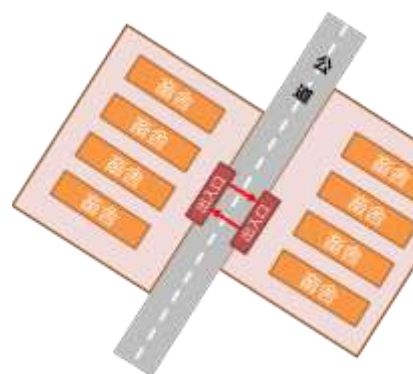
施しているかを確認し、必要に応じて指導する。

- (3) 家保は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。

※ なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能とする。

- (4) 家保所は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、それぞれ別の飼養衛生管理者を選任するよう指導等を行う。ただし、右図のように衛生管理区域が隣接している場合や、その経営形態の性質からいって、複数の衛生管理区域を一人で管理したとしても、飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合には、この限りでない。

【図：イメージ】



- (5) 家保は、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年定期報告により把握する。

- ① 飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域が生じないように、定期報告により、飼養衛生管理者を選任していない衛生管理区域があることが明らかになった場合には、期限を定めるなど、速やかに選任するよう指導を徹底する。
- ② 畜舎毎に担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導等を行う。
- ③ 定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や、多数の衛生管理区域を通じて一人の飼養衛生管理者を選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、家保は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

家保は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、以下の事項に関する研修の機会を提供するとともに、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導等を行う。また、家畜の所有者自身が当該研修に参加するこ

とも併せて推奨する。なお、研修会の開催のほか、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図ることも可能とする。

- ・海外及び国内（特に本県及び近隣県）における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ・飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ・富山県飼養衛生管理指導等計画の内容
- ・その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 家保は必要性和飼養衛生管理者の状況に応じ、メール、FAX、郵送等で以下の情報を直接提供する。同じ情報の繰り返しとなり飼養衛生管理者が確認しない事態に陥らないよう、頻度、内容等については十分に考慮して情報提供を行う。

- ① 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見に関する事項、家畜の所有者等に対する研修に関する事項、国又は県による飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項、家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項等
- ② 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時には、当該疾病の発生状況に関する事項、法に基づく制限等に関する事項、国又は県による緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項等

(2) 家保は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供に配慮し、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。また、農業技術課は外国人技能実習生監理団体等を通じた情報提供等を働きかける。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

(1) 年間指導スケジュール

- ① 県は、法第12条の3の4第5項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。

- ② 県は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、7月31日までに国へ報告する。

(2) 命令違反者の公表

県は、法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
関東・甲信越・北陸ブロック家畜衛生協議会	1 富山県 農業技術課 2 石川県 畜産振興・防疫対策課 3 福井県 中山間農業・畜産課 4 茨城県 畜産課 5 栃木県 畜産振興課 6 群馬県 畜産課 7 埼玉県 畜産安全課 8 千葉県 畜産課 9 東京都 食料安全課 10 神奈川県 畜産課 11 新潟県 畜産課 12 山梨県 畜産課 13 長野県 園芸畜産課		各県持ち回り R3 山梨 R4 富山 R5 茨城	家畜衛生上の課題
北陸三県家畜保健衛生技術検討会	1 富山県 農業技術課 2 石川県 畜産振興・防疫対策課 3 福井県 中山間農業・畜産課		各県持ち回り R3 福井 R4 富山 R5 石川	家畜衛生上の課題
東部地域畜産経営技術推進指導協議会	1 市町村 2 生産者団体（農業協同組合等） 3 関係団体（富山県畜産振興協会等） 4 県	昭和58年	東部家保	畜産農家の経営技術の改善向上を図るため関係機関の連携強化と家畜衛生に係る情報の収集・提供・協議
西部畜産経営技術推進指導	1 市町村 2 生産者団体（農業協同組合等）	昭和57年	西部家保	畜産農家の経営技術の改善向上を図るため関係機関の連携強化と家畜衛生

協議会	3 関係団体（富山県畜産振興協会等） 4 県			に係る情報の収集・提供・協議
富山県 C S F 経口 ワクチン 対策協議会	1 市町村 2 全国農業協同組合連合会 富山県本部 3 富山県農業協同組合中央会 4 富山県猟友会 5 富山県畜産振興協会 6 富山県獣医師会 7 富山県養豚組合連合会 8 県	令和元年	県農業技術課	野生いのししにおける豚熱の早期終息を目的とした経口ワクチン散布等の対策
富山県家畜伝染病防疫体制強化支援地域協議会	1 市町村、生産者団体（事業実施主体） 2 家保 3 農業技術課	平成27年	農業技術課	地域における家畜伝染病の発生予防及びまん延を防止するため、生産者・関係機関が連携し、その対策等を協議
富山県オーエスキー病防疫協議会	1 富山県養豚組合連合会 2 全国農業協同組合富山県本部 3 富山食肉総合センター 4 富山県畜産振興協会 5 富山県農業共済組合 6 富山県 ・ 農業技術課 ・ 家保 ・ 食肉検査所	平成31年	農業技術課	オーエスキー病の防疫対策

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 県は、ASF、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき、ASF、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等について適切にサーベイランスを実施するとともに、周辺の家畜の飼養農場に対し、当該疾病の発生・確認に伴い設定される制限区域内を中心に、飼養衛生管

理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。

- (2) その際、県は現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、第二章のⅢの(2)のとおり、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、県は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、管轄家保の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について周知する。

Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

(1) 観光牧場への対応について

県内の観光牧場については、飼養衛生管理基準を遵守の取組（海外渡航者のふれあい制限、消毒を実施した上でのふれあい体験等）は確認できていることから、引き続き同様の取組に対する支援を行う。

(2) 愛玩動物への対応について

愛玩動物としての家畜の飼養者について、不適切な飼養管理によって家畜伝染病が発生した場合の畜産業への影響を説明し、飼養衛生管理基準の遵守について理解いただくとともに、定期報告などでその状況を確認する。

本県における飼養衛生管理基準遵守状況 (令和2年2月1日 定期報告)

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	39	うち大規模	0
	肉用	全体	29	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明確化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車庫の消毒	3.③ 手指等の消毒等	3.④ 他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤ 渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥ 物品の消毒等	3.⑦ 衣服等の海外での使用歴確認	4.① 畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用牛)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	23 (59.0%)	35 (89.7%)	16 (41.0%)	28 (71.8%)	33 (84.6%)	36 (92.3%)	34 (87.2%)	34 (87.2%)	23 (59.0%)
遵守農場数(肉用牛)	27 (93.1%)	27 (93.1%)	18 (62.1%)	23 (79.3%)	20 (69.0%)	11 (37.9%)	26 (89.7%)	28 (96.6%)	27 (93.1%)	28 (96.6%)	10 (34.5%)
	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 使用物品の1頭ごとの交換等	5.③ 空房の清掃等	5.④ 適切な密度での飼養	6.① 通報体制の確保	6.② 出荷・移動の制限	6.③ 異状時の獣医師の受診	6.④ 健康観察	6.⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用牛)	38 (97.4%)	35 (89.7%)	37 (94.9%)	36 (92.3%)	32 (82.1%)	38 (97.4%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)
遵守農場数(肉用牛)	26 (89.7%)	25 (86.2%)	17 (58.6%)	27 (93.1%)	12 (41.4%)	26 (89.7%)	27 (93.1%)	26 (89.7%)	27 (93.1%)	27 (93.1%)	22 (75.9%)
	6.⑥ 導入家畜の隔離の実施	6.⑦ 移動前の健康状態の確認	6.⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 埋却地の確保	7.② 焼却・化製のための準備措置	8.① 立入者に関する記録の作成・保管	8.② 従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③ 導入等に関する記録の作成・保管	8.④ 異状に関する記録の作成・保管	9.① 獣医師の定期指導	9.② 従業員による通報体制の確保
遵守農場数(乳用牛)	29 (74.4%)	36 (92.3%)	36 (92.3%)	38 (97.4%)	38 (97.4%)	26 (66.7%)	29 (74.4%)	37 (94.9%)	36 (92.3%)	-	-
遵守農場数(肉用牛)	19 (65.5%)	28 (96.6%)	26 (89.7%)	28 (96.6%)	28 (96.6%)	14 (48.3%)	22 (75.9%)	24 (82.8%)	23 (79.3%)	-	-

② 馬	対象農場数		
	全体	13	うち大規模

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明確化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車庫の消毒	3.③ 手指等の消毒等	4.① 厩舎等への野生動物の侵入防止	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 空房の清掃等
遵守農場数	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	8 (61.5%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)	10 (76.9%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)
	6.① 異状時の獣医師の受診	6.② 健康観察	6.③ 導入元の疾病発生状況等の確認	6.④ 導入家畜の隔離の実施	6.⑤ 移動前の健康状態の確認	6.⑥ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 導入等に関する記録の作成・保管	7.② 異状に関する記録の作成・保管	8.① 獣医師の定期指導	8.② 従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	13 (100.0%)	13 (100.0%)	11 (84.6%)	11 (84.6%)	10 (76.9%)	10 (76.9%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	-	-	

③ 豚

対象農場数			
全体	16	うち大規模	3

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明確化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車両の消毒	3.③ 手指等の消毒等	3.④ 管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤ 他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦ 物品の消毒等	3.⑧ 衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)
	3.⑨ 適切に処理された食品循環資源の利用	4.① 畜舎等への野生動物の侵入防止	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 使用物品の1頭ごとの交換等	5.③ 空房の清掃等	5.④ 適切な密度での飼養	6.① 通報体制の確保	6.② 出荷・移動の制限	6.③ 異状時の獣医師の受診
遵守農場数	16 (100.0%)	14 (87.5%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	14 (87.5%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	15 (93.8%)
	6.④ 健康観察	6.⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥ 導入家畜の隔離の実施	6.⑦ 移動前の健康状態の確認	6.⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 埋却地の確保	7.② 焼却・化製のための準備措置	8.① 立入者に関する記録の作成・保管	8.② 従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③ 導入等に関する記録の作成・保管	8.④ 異状に関する記録の作成・保管
遵守農場数	16 (100.0%)	14 (87.5%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	15 (93.8%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	16 (100.0%)	14 (87.5%)	16 (100.0%)	13 (81.3%)
	9.① 獣医師の定期指導	9.② 従業員による通報体制の確保									
遵守農場数	3 (100.0%)	3 (100.0%)									

④ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	29	うち大規模	4
肉用	全体	0	うち大規模	0

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明確化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車両の消毒	3.③ 手指等の消毒等	3.④ 管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤ 他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦ 物品の消毒等	3.⑧ 衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(採卵)	29 (100.0%)	28 (96.6%)	26 (89.7%)	27 (93.1%)	22 (75.9%)	25 (86.2%)	27 (93.1%)	27 (93.1%)	26 (89.7%)	24 (82.8%)	28 (96.6%)
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4.① 家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 防鳥ネット等の定期的修繕	4.④ 家きん舎の修繕	4.⑤ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 空舎の清掃等	5.③ 適切な密度での飼養	6.① 通報体制の確保	6.② 出荷・移動の制限	6.③ 異状時の獣医師の受診
遵守農場数(採卵)	27 (93.1%)	24 (82.8%)	27 (93.1%)	28 (96.6%)	27 (93.1%)	25 (86.2%)	26 (89.7%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6.④ 健康観察	6.⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥ 導入家きんの隔離の実施	6.⑦ 移動前の健康状態の確認	6.⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 埋却地の確保	7.② 焼却・化製のための準備措置	8.① 立入者に関する記録の作成・保管	8.② 従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③ 導入等に関する記録の作成・保管	8.④ 異状に関する記録の作成・保管
遵守農場数(採卵)	29 (100.0%)	26 (89.7%)	23 (79.3%)	27 (93.1%)	26 (89.7%)	23 (79.3%)	23 (79.3%)	23 (79.3%)	20 (69.0%)	25 (86.2%)	23 (79.3%)
遵守農場数(肉用)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	9.① 獣医師の定期指導	9.② 従業員による通報体制の確保									
遵守農場数(採卵)	4 (100.0%)	4 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	-	-									

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9及び鳥の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

全国の飼養衛生管理基準遵守状況

(令和2年2月1日 定期報告)

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	13,461	うち大規模	555
	肉用	全体	38,823	うち大規模	765

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車両の消毒	3.③ 手指等の消毒等	3.④ 他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑤ 渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑥ 物品の消毒等	3.⑦ 衣服等の海外での使用歴確認	4.① 畜舎等への野生動物の侵入防止
遵守農場数(乳用)	12,817 (95.2%)	12,701 (94.4%)	11,529 (85.6%)	12,735 (94.6%)	9,999 (74.3%)	11,911 (88.5%)	12,149 (90.3%)	12,037 (89.4%)	12,158 (90.3%)	11,766 (87.4%)	11,574 (86.0%)
遵守農場数(肉用)	36,148 (93.1%)	34,938 (90.0%)	32,744 (84.3%)	34,982 (90.1%)	27,575 (71.0%)	32,280 (83.1%)	33,915 (87.4%)	33,802 (87.1%)	33,434 (86.1%)	32,675 (84.2%)	33,465 (86.2%)
	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 使用物品の1頭ごとの交換等	5.③ 空房の清掃等	5.④ 適切な密度での飼養	6.① 通報体制の確保	6.② 出荷・移動の制限	6.③ 異状時の獣医師の受診	6.④ 健康観察	6.⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認
遵守農場数(乳用)	13,188 (98.0%)	12,360 (91.8%)	12,773 (94.9%)	12,955 (96.2%)	12,753 (94.7%)	13,066 (97.1%)	12,939 (96.1%)	12,893 (95.8%)	13,097 (97.3%)	13,116 (97.4%)	12,204 (90.7%)
遵守農場数(肉用)	37,151 (95.7%)	33,199 (85.5%)	34,285 (88.3%)	33,832 (87.1%)	34,104 (87.8%)	36,556 (94.2%)	36,552 (94.2%)	35,983 (92.7%)	37,105 (95.6%)	37,207 (95.8%)	34,407 (88.6%)
	6.⑤ 導入家畜の隔離の実施	6.⑦ 移動前の健康状態の確認	6.⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 埋却地の確保	7.② 焼却・化製のための準備措置	8.① 立入者に関する記録の作成・保管	8.② 従業員等の海外渡航記録の作成・保管	8.③ 導入等に関する記録の作成・保管	8.④ 異状に関する記録の作成・保管	9.① 獣医師の定期指導	9.② 従業員による通報体制の確保
遵守農場数(乳用)	11,303 (84.0%)	12,918 (96.0%)	12,521 (93.0%)	12,395 (92.1%)	9,491 (70.5%)	10,625 (78.9%)	10,568 (78.5%)	12,502 (92.9%)	12,091 (89.8%)	481 (86.7%)	457 (82.3%)
遵守農場数(肉用)	32,510 (83.7%)	36,661 (94.4%)	34,685 (89.3%)	34,071 (87.8%)	30,609 (78.8%)	27,720 (71.4%)	27,214 (70.1%)	32,915 (84.8%)	30,884 (79.6%)	650 (85.0%)	631 (82.5%)

② 馬	対象農場数		
	全体	3,493	うち大規模

	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明瞭化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車両の消毒	3.③ 手指等の消毒等	4.① 厩舎等への野生動物の侵入防止	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 空房の清掃等
遵守農場数	3,104 (88.9%)	2,827 (80.9%)	2,692 (77.1%)	2,784 (79.7%)	2,129 (61.0%)	2,669 (76.4%)	2,968 (85.0%)	3,245 (92.9%)	2,745 (78.6%)	3,059 (87.6%)	3,134 (89.7%)
	6.① 異状時の獣医師の受診	6.② 健康観察	6.③ 導入元の疾病発生状況等の確認	6.④ 導入家畜の隔離の実施	6.⑤ 移動前の健康状態の確認	6.⑥ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 導入等に関する記録の作成・保管	7.② 異状に関する記録の作成・保管	8.① 獣医師の定期指導	8.② 従業員による通報体制の確保	
遵守農場数	3,264 (93.4%)	3,260 (93.3%)	3,107 (88.9%)	2,955 (84.6%)	3,092 (88.5%)	2,887 (82.7%)	2,710 (77.6%)	2,578 (73.8%)	39 (92.9%)	39 (92.9%)	

③ 豚

	対象農場数										
	全体	4,412	うち大規模	784							
	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明確化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車両の消毒	3.③ 手指等の消毒等	3.④ 管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤ 他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦ 物品の消毒等	3.⑧ 衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数	4,321 (97.9%)	4,102 (93.0%)	3,916 (88.8%)	4,107 (93.1%)	3,916 (88.8%)	3,975 (90.1%)	3,905 (88.5%)	4,094 (92.8%)	4,239 (96.1%)	4,228 (95.8%)	4,170 (94.5%)
	3.⑨ 適切に処理された食品循環資源の利用	4.① 畜舎等への野生動物の侵入防止	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 使用物品の1頭ごとの交換等	5.③ 空房の清掃等	5.④ 適切な密度での飼養	6.① 通報体制の確保	6.② 出荷・移動の制限	6.③ 異状時の獣医師の受診
遵守農場数	3,690 (83.6%)	4,007 (90.8%)	4,222 (95.7%)	4,112 (93.2%)	4,250 (96.3%)	4,122 (93.4%)	4,262 (96.6%)	4,305 (97.6%)	4,336 (98.3%)	4,323 (98.0%)	4,271 (96.8%)
	6.④ 健康観察	6.⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥ 導入家畜の隔離の実施	6.⑦ 移動前の健康状態の確認	6.⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 埋却地の確保	7.② 焼却・化製のための準備措置	8.① 立入者に関する記録の作成・保管	8.② 従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③ 導入等に関する記録の作成・保管	8.④ 異状に関する記録の作成・保管
遵守農場数	4,349 (98.6%)	4,272 (96.8%)	4,116 (93.3%)	4,336 (98.3%)	4,239 (96.1%)	4,094 (92.8%)	3,246 (92.9%)	3,766 (85.4%)	3,669 (83.2%)	4,124 (93.5%)	3,741 (84.8%)
	9.① 獣医師の定期指導	9.② 従業員による通報体制の確保									
遵守農場数	723 (92.2%)	691 (88.1%)									

④ 鶏

	対象農場数										
	探卵	全体	3,742	うち大規模	546						
	肉用	全体	3,570	うち大規模	379						
	1 最新情報の把握	2.① 衛生管理区域の設定	2.② 衛生管理区域の境界の明確化	3.① 必要のない者の立入りの制限	3.② 車両の消毒	3.③ 手指等の消毒等	3.④ 管理区域専用の衣服・靴の着用	3.⑤ 他の畜産施設立入者の立入制限	3.⑥ 渡航歴の確認(過去1週間)	3.⑦ 物品の消毒等	3.⑧ 衣服等の海外での使用歴確認
遵守農場数(探卵)	3,660 (97.8%)	3,643 (97.4%)	3,481 (93.0%)	3,634 (97.1%)	3,240 (86.6%)	3,437 (91.8%)	3,293 (88.0%)	3,579 (95.6%)	3,560 (95.1%)	3,541 (94.6%)	3,521 (94.1%)
遵守農場数(肉用)	3,528 (98.8%)	3,530 (98.9%)	3,461 (96.9%)	3,540 (99.2%)	3,400 (95.2%)	3,489 (97.7%)	3,440 (96.4%)	3,527 (98.8%)	3,503 (98.1%)	3,507 (98.2%)	3,470 (97.2%)
	4.① 家きん舎等への野生動物の侵入防止	4.② 飲用に適した水の給与	4.③ 防鳥ネット等の定期的修繕	4.④ 家きん舎の修繕	4.⑤ 死体保管場所への野生動物の侵入防止	5.① 定期的な消毒等	5.② 空舎の清掃等	5.③ 適切な密度での飼養	6.① 通報体制の確保	6.② 出荷・移動の制限	6.③ 異状時の獣医師の受診
遵守農場数(探卵)	3,570 (95.4%)	3,331 (89.0%)	3,562 (95.2%)	3,627 (96.9%)	3,576 (95.6%)	3,555 (95.0%)	3,562 (95.2%)	3,678 (98.3%)	3,680 (98.3%)	3,654 (97.6%)	3,567 (95.3%)
遵守農場数(肉用)	3,517 (98.5%)	3,454 (96.8%)	3,496 (97.9%)	3,530 (98.9%)	3,478 (97.4%)	3,537 (99.1%)	3,526 (98.8%)	3,535 (99.0%)	3,539 (99.1%)	3,535 (99.0%)	3,527 (98.8%)
	6.④ 健康観察	6.⑤ 導入元の疾病発生状況等の確認	6.⑥ 導入家きんの隔離の実施	6.⑦ 移動前の健康状態の確認	6.⑧ 死体又は排せつ物の移動時の漏出防止	7.① 埋却地の確保	7.② 焼却・化製のための準備措置	8.① 立入者に関する記録の作成・保管	8.② 従業員の海外渡航記録の作成・保管	8.③ 導入等に関する記録の作成・保管	8.④ 異状に関する記録の作成・保管
遵守農場数(探卵)	3,676 (98.2%)	3,556 (95.0%)	3,503 (93.6%)	3,598 (96.2%)	3,526 (94.2%)	3,338 (89.2%)	2,583 (69.0%)	3,315 (88.6%)	3,189 (85.2%)	3,506 (93.7%)	3,383 (90.4%)
遵守農場数(肉用)	3,539 (99.1%)	3,457 (96.8%)	3,434 (96.2%)	3,540 (99.2%)	3,478 (97.4%)	3,261 (91.3%)	3,058 (85.7%)	3,457 (96.8%)	3,349 (93.8%)	3,514 (98.4%)	3,477 (97.4%)
	9.① 獣医師の定期指導	9.② 従業員による通報体制の確保									
遵守農場数(探卵)	523 (95.8%)	517 (94.7%)									
遵守農場数(肉用)	368 (97.1%)	363 (95.8%)									

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の9及び馬の8については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は当該農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。